

以本種刑の類  
の比に非ず

此改正直級に  
圖以上

海岸防衛として水雷艇の效力は前に述べたる如くに  
能く注意して凡そ四代を経過して無事なれば先天の痕  
跡なきに至ると云ふ左れば智者の子孫が愚者と爲るも  
愚者の子孫が智者に變するも病氣怪我等特別の場合を  
除き凡そ三四代の歳月を要するふとにして随分緩漫な  
るが如くなれども其漸進演退の事實は爭ふ可らず而し  
て其進退は唯教育の如何に在るのみ故に教育の功徳は  
單に受取者的一身に止まらずして遠く子孫に及び社會  
全體の自然に進歩し又退歩するも其國に行はるも教育  
法の動向は關係するふと明に知る可し

スルガノ

は併しも海岸の要所に設置して常に之を利用する其中にも佛國に於ては殊に重きを置き毎年の海軍演習に之を試みるに其效著るしく二三十海里の外に在る軍艦の状態を明に認めて其觀察の確なる報知艦巡洋艦も一步を譲るものありと云ふ以上は前の移動防禦に引續き固定防禦の概略を述べたるものにして海岸防禦の必要は勿論なれども之を要するに敵の艦隊がいよいよ海岸に來候して砲撃を試み以て上陸の目的を達せんとするは必ずや海戦の勝敗一決じたる後の事にして自から第二段の場合なれば其防禦を完成するの前に先づ海軍の勢力を目的的程度に擴張するの方針を取らざる可らず其後緩急の別は當局者の苟めにも忘る可らざる所のものなり又序ながら附記す可きは砲艦警備の問題なり現今我が國の海岸砲臺は陸軍の所轄に歸すれば歐洲諸國に於ては移動固定の防禦共に一切舉て海軍に屬せしむるの例なるが如し蓋し海岸の防禦は敵の軍艦に對するものにして自から海事に熟練なる海軍々人の手に歸せしむるふと實際の得策なるは無論又砲臺は水雷敷設水雷等と努力して同一の防禦に當る可きものなれば砲臺のみ陸軍に屬して他を海軍の受持とするときは自から運動の一一致を缺て或は軍機阻隔の不利も圖る可らずとの理由に出でたるものなる可し其利害得失は自から専門家の問題にして我輩の容易に言はざる所なれども今益軍備の進歩整理に隨て其問題も自から議論に上るふとなならん當局者の今より注意す可き所のものなり

西二十九年十一月二十八日